

1. 払戻し

「icsca 払戻し等申込書」に必要事項を記入し、原券を添付してお申し込みください。（本人確認のための身分証明書の提示が必要です。代理人の方の申し込みもできますが、その場合は定期券所有者本人の身分証明書（写し可）と代理人の方の身分証明書の提示が必要です。）

【払戻額の計算方法】

※以下において経過日数とは通用開始日から払戻し申請日までの実日数のことです。

■バス

発売金額から使用済月数（※）に相当する定期旅客運賃を差し引き、加えて1ヶ月に満たない端数日数分（※）を1日につき2回乗車したものとみなした上で、通用区間に対応する普通旅客運賃を差し引いた残額を払戻しします。

※「使用済月数」とは、通用開始日から払戻し申請日までの経過日数のうち、1ヶ月を過ぎた月数のことです。また、1ヶ月に満たない日数が「端数日数」となります。

【払戻し金額の計算式】 ※別途払戻し手数料を申し受けます。

①経過日数が1ヶ月未満

発売金額 - (普通旅客運賃 × 2 × 端数日数)

②経過日数が1ヶ月以上2ヶ月未満

発売金額 - (1ヶ月の定期旅客運賃 + 普通旅客運賃 × 2 × 端数日数)

③経過日数が2ヶ月以上3ヶ月未満

発売金額 - (1ヶ月の定期旅客運賃 × 2 + 普通旅客運賃 × 2 × 端数日数)

④経過日数が3ヶ月以上4ヶ月未満

発売金額 - (3ヶ月の定期旅客運賃 + 普通旅客運賃 × 2 × 端数日数)

⑤経過日数が4ヶ月以上5ヶ月未満

発売金額 - (3ヶ月の定期旅客運賃 + 1ヶ月の定期旅客運賃 + 普通旅客運賃 × 2 × 端数日数)

⑥経過日数が5ヶ月以上6ヶ月未満

発売金額 - (3ヶ月の定期旅客運賃 + 1ヶ月の定期旅客運賃 × 2 + 普通旅客運賃 × 2 × 端数日数)

※1. ①, ②, ④, ⑤において「普通旅客運賃 × 2 × 端数日数」の金額が1ヶ月の定期旅客運賃を超える場合は、1ヶ月の定期旅客運賃とします。

※2. ③において「1ヶ月の定期旅客運賃 × 2 + 普通旅客運賃 × 2 × 端数日数」の金額が3ヶ月の定期旅客運賃を超える場合は、3ヶ月の定期旅客運賃とします。

■地下鉄

(1) 通用開始日から7日以内に払戻しを行う場合

経過日数を1日につき2回乗車したものとみなした上で、発売金額から通用区間に対応する普通旅客運賃を差し引いた残額を払戻しします。

【払戻し金額の計算式】 ※別途払戻し手数料を申し受けます。

発売金額 - (普通旅客運賃 × 2 × 経過日数)

(2) 通用開始日から7日を超えた後に払戻しを行う場合

発売金額から、使用経過月数（※）に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払戻しします。

※「使用経過月数」とは、通用開始日から払戻し申請日までの経過日数のうち、1ヶ月を過ぎた月数と1ヶ月未満の経過日数を1ヶ月として合算した月数のことです。（経過日数35日の場合の使用経過月数は2ヶ月となります。）

【払戻し金額の計算式】 ※別途払戻し手数料を申し受けます。

①経過日数が1ヶ月未満

発売金額 - (1ヶ月の定期旅客運賃)

②経過日数が1ヶ月以上2ヶ月未満

発売金額 - (1ヶ月の定期旅客運賃 × 2)

③経過日数が2ヶ月以上3ヶ月未満

発売金額 - (3ヶ月の定期旅客運賃)

④経過日数が3ヶ月以上4ヶ月未満

発売金額 - (3ヶ月の定期旅客運賃 + 1ヶ月の定期旅客運賃)

⑤経過日数が4ヶ月以上5ヶ月未満

発売金額 - (3ヶ月の定期旅客運賃 + 1ヶ月の定期旅客運賃 × 2)

⑥経過日数が5ヶ月以上

発売金額 - (6ヶ月の定期旅客運賃) ※「⑥」の場合手数料はかかりません。

■学都仙台フリーパス及び都心バス共通定期券

【払戻し金額の計算方法】 ※別途払戻し手数料を申し受けます。

バス・地下鉄それぞれの払戻し金額の計算式において、「普通旅客運賃 × 2」の部分を「1ヶ月の定期旅客運賃の1割」と置き換えて計算します。

■お持ちの定期乗車券の区間を変更される場合は、一旦払戻しを行った上での買い替えとなります。

【払戻し金額の計算方法】 ※別途払戻し手数料を申し受けます。

- ・バス 発売金額 / 通用期間 × 残日数
- ・地下鉄 発売金額 - (日割額 × 10 × 経過旬数)

2. 紛失再発行

icsca 定期乗車券を紛失した場合は、乗車券発売窓口にて「icsca (紛失・障害) 再発行申込書」を提出することにより、再発行の手続きを行うことができます。なお、再発行の申し込み当日の再発行はできません。また、再発行には、再発行手数料 (520 円) と新しい icsca のデポジット (500 円) が必要です。

3. 乗り越した場合の運賃収受の取り扱い

(1) 次の乗車券を所持する方が乗り越し乗車をした場合は、乗り越した区間に対応する普通旅客運賃を収受します。

- ①定期乗車券 (都心バス共通定期券を含む) ②一日乗車券 (地下鉄を除く) ③団体乗車券

※乗車券の券面に表示された駅・停留所から初乗りしたと考えて普通旅客運賃を計算します。

(2) 次の乗車券を所持する方が乗り越し乗車をした場合は、乗車した全区間の普通旅客運賃と所持している乗車券の運賃額との差額を収受します。

- ①普通乗車券

4. 手数料

乗車券の払戻しに際して、下記のとおり乗車券ごとに定める手数料を申し受けます。

〈払戻し手数料〉

100 円	220 円
バス一日乗車券 バス団体乗車券 地下鉄普通乗車券 地下鉄団体乗車券 地下鉄一日乗車券	記名式・無記名式 icsca バス定期乗車券 地下鉄定期乗車券 バス・地下鉄連絡定期乗車券

〈再発行手数料〉

520 円
記名式 icsca 再発行 icsca 定期券再発行

5. その他

平成 28 年 10 月 31 日で利用停止となった磁気カード乗車券 (スキップカード、ジョイカード、バスカード) 及び紙のバス回数券・紙のバス記念乗車券は、地下鉄駅等の各乗車券発売所、バス営業所・出張所で、令和 3 年 10 月 31 日まで払戻し (手数料なし) を受け付けます (ただし、仙台市交通局発行のものに限ります)。

【払戻額 (10 円未満切上)】

- (1) ジョイカード、バスカード、紙のバス回数券 (区間券は払戻しの対象外)

払戻額 = 残額 × 販売額 ÷ 券面額

- (2) スキップカード

払戻額 = カード残額

- (3) 紙のバス記念乗車券

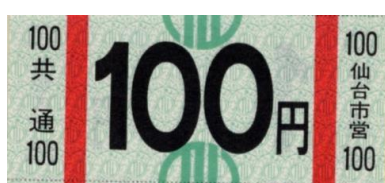
払戻額 = 券面額

磁気カード乗車券の一例



紙のバス回数券の一例

(払戻し可)



(払戻し不可)



「区間券」は払戻しできません。

紙のバス記念乗車券の一例

